

恵庭市夢創館条例

(設置)

第1条 文化活動、地域活性化及び市民交流に資するため、夢創館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 夢創館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
夢創館	恵庭市島松仲町1丁目2番20号

(事業)

第3条 恵庭市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、夢創館において次の事業を行う。

- (1) 文化活動に関する事業
- (2) 地域活性化に関する事業
- (3) 市民交流に関する事業

(休館日及び使用時間)

第4条 夢創館は、休館日を設けず通年利用できるものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を設けることができる。

- 2 夢創館の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可及び制限等)

第5条 夢創館を使用しようとするもの（以下「使用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の許可をする場合で、管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。
- 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の許可を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。
 - (1) 夢創館の設置の趣旨に反すると認められるとき。

- (2) 前項の規定により付した条件に反すると認められるとき。
 - (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益につながると認められるとき。
 - (5) 使用者が次条の規定により禁止されている行為をしたと認められるとき。
 - (6) 天変地異その他避けることができない事由により必要があると認められるとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、夢創館の管理運営上支障があると認められるとき。
- 4 前項の規定による許可の変更、使用の停止又は許可の取消しにより、使用者に損害が生じた場合であっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(禁止事項)

第6条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 故意に夢創館並びにその附属設備及び備品（以下「附属設備等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失させること。
- (2) 危険物又は衛生上支障のあるものを持ち込むこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用すること。
- (5) 許可なく物品販売、宣伝、興行その他これに類する行為をすること。

(使用料)

第7条 夢創館及び附属設備等の使用料は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認められた場合は、この限りでない。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額することができる。
- 4 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない事由により夢創館を利用できなくなったときその他市長が特別な理由があると認めるときは、使用料を還付することができる。
- 5 第11条第1項の規定により指定管理者の指定を行った場合には、この条の規定は適用せず、第12条に定めるところによる。

(譲渡等の禁止)

第 8 条 使用者は、使用の権利を譲渡し、転貸し、又は転売してはならない。

(特別施設等の制限)

第 9 条 使用者は、特別の設備をして夢創館及び付属設備等を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復等)

第 10 条 使用者は、夢創館及び付属設備等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者は、夢創館及び付属設備等を破損、汚損、又は滅失したときは、教育委員会が別に定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

3 使用者が前 2 項の規定による義務を履行しないときは、教育委員会は、これを代行しその費用を使用者から徴収することができる。

(指定管理者による管理)

第 11 条 夢創館の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合においては、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句に読み替えるものとする。ただし、読み替えた後の第 4 条の規定により臨時に休館しようとし、及び利用時間を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

第 4 条、第 5 条、第 9 条及び第 10 条	教育委員会	指定管理者
第 4 条から第 6 条まで及び第 8 条から第 10 条まで	使用	利用
別表	使用料	利用料金の上限
	使用区分	利用区分
	使用する場合	利用する場合

(利用料金)

第12条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合においては、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

4 指定管理者は、特別な理由があると認めたときは、利用料金を減額し、又は還付することができる。

5 前2項の規定の適用については、あらかじめ教育委員会の承認を得て定めた基準によらなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第13条 前2条の規定により夢創館の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 夢創館の使用許可等に関する業務
- (2) 夢創館及び付属設備等の維持管理に関する業務
- (3) 第3条の事業内容に沿った自主事業の企画及び運営に関する業務
- (4) 利用料金に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定手続)

第14条 指定管理者の指定手続については、恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第7号）の規定に基づき実施するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第7条及び第12条関係）

使用区分	1時間当たりの使用料	その他
イベントホール	1,000円	暖房設備を使用する場合は、 1時間当たりの使用料に5割 を加算した額を徴収する。
コミュニティホール展示 スペース	100円	

備考

- 1 市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、専門学校及び大学が教育目的で使用する場合は、5割に相当する額を減ずる。
- 2 町内会、商店会及び行政機関その他これらに類する法人及び団体等がこの条例の目的に沿って使用する場合は、5割に相当する額を減ずる。
- 3 営利を目的とした商品の宣伝又は展示販売等に使用する場合並びに入場料及び会費等（名目のいかんによらずこれらに類するものを含む。）を徴収する場合（練習、稽古及び準備等を使用するときを含む。）は、3倍の額とする。
- 4 付属設備等の使用料は、1日又は1回当たり3,000円を超えない範囲で教育委員会規則で定める。